

岸和田市人権施策推進プラン 令和8年度重点施策について

= 重点施策 =

対象施策

「人権全般に関わる施策」(プラン P. 25-26)より毎年3項目程度設定

決定方法

【重点目標の決定方法】

岸和田市人権施策推進本部 幹事会にて決定する。

事務局案

施策 No. 2 【推進施策】 権利の理解のための学習機会の提供 (プラン P. 25)

【主要課題】 人権全般に関わる施策

【共通課題】 権利の理解のための教育と啓発

【課 題】 一人ひとりが権利の主体であることを理解し、自身や他者の権利を侵害しないためにも権利に関する学習機会の提供は必要である。

施策 No. 6 【推進施策】 人権課題の当事者との交流の機会づくり (プラン P. 25)

【主要課題】 人権全般に関わる施策

【共通課題】 人権課題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発

【課 題】 人権課題の当事者との交流を行うことでより身近な問題としてとらえることができ、課題への理解と、解決に向けた行動を行う一助となるため。

施策 No. 11 【推進施策】 実態の共有と施策への反映 (プラン P. 25)

【主要課題】 人権全般に関わる施策

【共通課題】 人権課題に関する実態の把握と対応

【課 題】 市民意識調査の結果をさまざまな地域課題解決に向けた施策につなげる。